

8郡保第223号
令和8（2026）年4月17日

市内保育施設長 様

郡山市長 椎根 健雄
（公 印 省 略）

令和7年度児童福祉法及び認定こども園法に基づく認可に係る指導監査及び
子ども・子育て支援法に基づく実地指導の結果について（通知）

令和7年度に児童福祉法及び認定こども園法に基づく認可に係る指導監査及び子ども・
子育て支援法に基づく実地指導を実施しましたが、その中で、特に指摘が多かった内容
は、別紙のとおりです。

今後は、これらの点に特にご留意いただき、施設運営の一層の向上に努めてください。

担当：郡山市こども部保育課 宮崎
Tel：024-924-3541
Fax：024-924-3802
Mail：hoiku-shien@city.koriyama.lg.jp

(別紙)

1 保育時間中に必要とされる保育士数が配置されていない。

施設の種別（保育所、小規模保育事業、認定こども園など）により、規定されている条例は異なりますが、市条例において、配置すべき保育士数が規定されております。1施設につき2人を下回ることはできませんが、年齢別の必要とされている保育士数は、以下のとおりです（施設種別共通）。

- (1) 乳児 3人につき1人以上
 - (2) 1、2歳児 6人につき1人以上
 - (3) 3歳児 15人につき1人以上（令和6年改正前 20人につき1人以上）
 - (4) 4歳以上児 25人につき1人以上（令和6年改正前 30人につき1人以上）
- ※ここでいう「乳児」、「1、2歳児」、「3歳児」及び「4歳以上児」とは、年度の初日の前日における満年齢によるもの。

（上記配置基準のうち、(3)及び(4)については、経過措置により当分の間は努力義務とされています。なお、令和6年の改正前の基準は遵守しなければなりません。）

これに基づき計算された必要とされる保育士数が配置されていないケースがありました。

また、施設長や主任保育士を配置して、かろうじて基準を満たしているケースが散見されました。施設長や主任保育士が常態的に保育に従事していると、給付費が減算となったり、主任保育士専任加算を受けることができなくなりますので注意してください。

さらに、注意していただきたいのは、**小規模保育事業の場合**です。保育士を2人以上配置しなければならないという点は、どの施設においても共通ですが、小規模保育事業の場合、**年齢別に計算された保育士数に1を加えた数が必要保育士数**とされています。つまり、計算上算出された保育士数が1人の場合は2人が、2人の場合は3人必要とされますので注意してください。

【参考】

郡山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例

(職員)

第30条

1 (略)

2 保育士の数は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める数の合計数に**1を加えた数以上とする。**

- (1) 乳児 おおむね3人につき1人
- (2) 満1歳以上満3歳に満たない幼児 おおむね6人につき1人
- (3) 満3歳以上満4歳に満たない児童(法第6条の3第10項第2号の規定に基づき受け入れる場合に限る。次号において同じ。) おおむね15人につき1人
- (4) 満4歳以上の児童 おおむね25人につき1人

2 土曜保育を実施するにあたり、保護者から利用申請書の提出を求めている。

土曜保育は個別の申請による園の承諾に基づいて実施するものではなく、保育の必要性の認定を受けた保護者が有する必要な保育を利用する権利に基づき実施されるものです。保育士の人員配置や給食提供数を把握するため、事前に保護者に利用の有無を確認することは差し支えありませんが、利用申請書や勤務先から勤務証明書等過度な書類の提出を求めると、保護者の利用を妨げるようなことは控えてください。

3 救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）について、実技講習の受講や訓練を行っていない。

全ての職員は、救急対応（心肺蘇生法、気道内異物除去、AED・エピペン®の使用等）の実技講習、事故発生時の対処方法を身につける実践的な研修を通じて、事故防止に係る職員の資質の向上に努めることになっております。（「教育・保育施設等における事故防止及び事故発生時の対応のためのガイドライン～施設・事業者向け～1（2）」）

この件は、昨年度も当通知でお知らせしましたが、実技講習を受講していない、もしくは訓練を実施していないといった施設がありましたので、実技講習を定期的に受講するとともに、施設・事業者においても訓練を計画的に行ってください。児童の安全に直結する内容なので、遺漏なきよう対応してください。

（なお、郡山地方広域消防組合では年に数回救命の講習会を実施していますので、当該講習を受講し、園内で施設内研修を実施するなど、訓練の実施をお願いします。）

4 重要事項説明書が掲示されていない。また、記載内容に不備があった。

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業者は、重要事項説明書を施設内の見やすい場所に掲示しなければならないこととされていますが、掲示していない施設が散見されましたので、忘れずに掲示をお願いします。また、掲示している重要事項説明書の記載内容に不備も散見されましたので、記載内容に不備がないか確認をお願いします。

運営規程、重要事項説明書を変更した場合は、市町村への変更の届出が必要ですので、遺漏なきようお願いします。

【参考】

郡山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例
（掲示）

第23条 特定教育・保育施設は、当該特定教育・保育施設の見やすい場所に、運営規程の概要、職員の勤務の体制、利用者負担その他の利用申込者の特定教育・保育施設の選択に資すると認められる重要事項を掲示するとともに、電気通信回線に接続して行う自動公衆送信（公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。）により公衆の閲覧に供しなければならない。

※特定地域型保育事業者は第50条の規定により準用

子ども・子育て支援法施行規則

(特定教育・保育施設の確認の申請等)

第29条 法第31条第1項の規定に基づき特定教育・保育施設の確認を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書又は書類を、当該確認の申請に係る施設の設置の場所を管轄する市町村長(特別区の長を含む。以下同じ。)に提出しなければならない。ただし、第4号に掲げる事項を記載した申請書又は書類(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

1～8 (略)

9 運営規程

10～17 (略)

(特定教育・保育施設の設置者の住所等の変更の届出等)

第33条 特定教育・保育施設の設置者は、第29条第1号(教育・保育施設の種類を除く。)、第2号、第4号(当該確認に係る事業に関するものに限る。)、第6号、第8号、第9号、第14号及び第16号に掲げる事項に変更があったときは、当該変更に係る事項について当該特定教育・保育施設の所在地を管轄する市町村長に届け出なければならない。ただし、同条第四号に掲げる事項(登記事項証明書を除く。)については、市町村長が、インターネットを利用して当該事項を閲覧することができる場合は、この限りでない。

5 内部けん制体制が確立されていなかった。

内部けん制機能を確保する観点から、会計責任者と出納職員は別々の者とし、任命を受けた者が明確にわかる書類を保存してください。また、通帳と印鑑は別々の者が管理するなど、内部けん制体制を確保し、経理事務を適正に行ってください。

6 当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えていた。

昨年度決算における当期末支払資金残高が委託費収入の30%を超えていた施設であって、経理に必要な措置が行われていない施設がありました。この場合、将来発生が見込まれる経費を積立預金として積立てを行うことなどにより、今年度決算において改善を図ってください。

【参考】

子ども・子育て支援法附則第6条の規定による私立保育所に対する委託費の経理等について(令和8年3月31日付け成保第264号)

3 前期末支払資金残高の取扱い

(1) (省略)

(2)前期末支払資金残高については、1(5)の要件を満たす場合においては、あらかじめ貴職（当該保育所の設置主体が社会福祉法人又は学校法人である場合は理事会）の承認を得た上で、当該施設の人件費、光熱水料等通常経費の不足分を補填できるほか、当該施設の運営に支障が生じない範囲において以下の経費に充当することができる。なお、翌年度に前期末支払資金残高として取り扱うことができる当期末支払資金残高は、委託費の適正な執行により適正な保育所運営が確保された上で、長期的に安定した経営を確保するために将来発生が見込まれる経費を計画的に積み立てた結果において保有するものであり、過大な保有を防止する観点から、当該年度の委託費収入の30%以下の保有とすること。（省略）

7 現金過不足について、経理規程に基づいた処理を行っていない。

現金残高と出納簿残高が一致しておらず過不足が生じており、経理規程に基づく処理がされていない施設が見受けられました。過不足が生じたときは、速やかに経理規程に基づき適正な経理事務を行い、一連の書類を整備・保管してください。